

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号に該当する工程（以下「特定工程」という。）及び同条第 6 項に規定する特定行政庁が同号の指定と併せて指定する特定工程後の工程を次のとおり指定し、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 4 条の 1 1 の規定により告示する。

なお、この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、法第 7 条の 3 の規定に基づく中間検査制度の実施に関する告示（平成 2 2 年東大阪市告示第 7 9 号）は、令和 7 年 3 月 3 1 日限り廃止する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

東大阪市長 野 田 義 和

1 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、その他の構造又はこれらの構造を併用する構造（以下「併用構造」という。）の建築物で、法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は法第 1 8 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による通知（新築、増築又は改築に係るものに限る。以下「申請等」という。）に係る部分（増築又は改築後の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法による場合は、当該増築又は改築に係る独立部分とする。）が次の各号のいずれかに該当するもの。

- （１） 住宅（兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿等を含む。）の用途に供する建築物で、床面積の合計が 5 0 m²を超えるもの
- （２） （１）に掲げる建築物以外の建築物で、地階を除く階数が 3 以上又は床面積の合計が 3 0 0 m²を超えるもの

2 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の各号に掲げる工事の区分に応じて、中間検査を行う建築物（2 以上の建築物が該当する場合は、建築物ごと）の特定工程及び特定工程後の工程とする。ただし、建築物の各工事を 2 以上の工区に分割して施工する場合は、最も早期に施工する工区（当該工

区が釜場など他の工区の規模に比べて著しく小さい場合を除く。)の工事を特定工程とする。

(1) 基礎工事

法第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物（木造の建築物で高さ16m以下、階数が2以下かつ延べ面積が300㎡以下のものは除く。）について、次の表のとおりとする。

	構造	特定工程	特定工程後の工程
1	全ての構造	基礎の配筋工事	基礎のコンクリート打込み工事

(2) 建方工事

次の表のとおりとする。

	構造	特定工程	特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋組の工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	壁の外装工事又は内装工事
	枠組壁工法の場合	耐力壁の設置工事	
2	鉄骨造	2階の床版の取付け工事	壁の外装工事又は内装工事
	平家建ての場合	建方工事	
3	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（当該工事を現場で施工しない場合は、2階のはり及び床版の取付け工事）	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事（当該工事を現場で施工しない場合は、2階の柱又は壁の取付け工事）
	平家建ての場合	屋根版の配筋工事	屋根版のコンクリート打込み工事
4	その他の構造	屋根の工事	壁の外装工事又は内装工事
5	併用構造	1から4までの構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早期に施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合は、最も遅く施工する工事）	左記の構造の区分に対応する特定工程後の工程の工事

※指定する特定工程での中間検査を実施できないやむを得ない理由があり、上記に準ずる工事を特定工程とみなして検査する場合は、この限りでない。

3 適用

この告示は、令和7年4月1日以後に申請等がされた建築物について適用し、同日前に申請等がされた建築物については、なお従前の例による。

4 適用除外

この告示の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については適用しない。

- (1) 法第68条の11第1項の認証を受けた型式部材等（建築基準法施行令（昭和25年政令338号）第136条の2の11第1号に掲げるものに限る。）の製造者により製造又は新築される建築物
- (2) 法第85条の規定の適用を受ける建築物